

会 議 概 要

会 議 の 名 称	第1回 第3期（令和6年～令和9年）湧別町空家等対策協議会
開 催 日 時	令和7年7月23日(水) 午後1時30分 開会 午後3時00分 閉会
開 催 場 所	湧別町役場上湧別庁舎2階 応接室
出 席 者 名	協議会：刈田会長（町長）、辻委員、牧野委員、畠山委員、 森谷委員、石川委員、奥村委員、瀬上委員 （委員10名中、8名出席、2名欠席） 事務局：企画財政課 廣井主幹、島田主査、高橋主事 湧別町関係職員：建設課 北林課長、宇佐美主幹
欠 席 者 名	横幕委員、田中委員
傍 聴 人 の 数	0名
会 議 の 内 容	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 会議成立確認 4. 副会長の指名について 5. 議題 （1）会議の運営について （2）令和6年度空き家対策の取組報告について （3）令和7年度空き家対策の取組計画について （4）空き家関連補助事業の進捗状況について （5）空き家除却支援に係る新制度の検討について 6. その他 7. 閉会
会 議 資 料	1. 第1回 第3期（令和6年～令和9年）湧別町空家等対策協議会議案 2. 令和6年度 空き家等対策の取組報告について （資料1－1） 3. 令和6年度空き家活用移住促進住宅整備事業の事業成果 （資料1－2） 4. 令和7年度 空家等対策の取組計画について （資料2） 5. 空き家関連補助事業等の進捗状況について （資料3－1）

会 議 資 料	6. 令和6年度 空き家除却支援事業補助金申請建物一覧 (資料3-2) 7. 空き家除却支援に係る新制度の検討について (資料4)
会 議 録	☒ 有 (☐ 全文筆記 ☒ 要点筆記) ☐ 無
備 考	

1. 開会（事務局）

2. 会長挨拶

※会長挨拶終了後、第3期協議会初めての会議開催のため、事務局から全委員及び事務局職員を紹介。

3. 会議成立確認

事務局から次の点について報告。

- ・委員10名中の8名が出席していることより会議が成立していること。
- ・会議は傍聴を認め、会議録を公開すること。

4. 副会長指名

条例第6条の規定に基づき、刈田会長が森谷委員を副会長に指名した。

5. 議題（会長（町長）を議長として会議を進行）

（1）会議の運営について

事務局から次の点について説明

- ・掌握事務、開催案内、会議開催、会議録、会議傍聴、その他

【質疑及び意見】

※委員から意見質疑等なく、事務局提案の会議運営方法が承認された。

（2）令和6年度空き家対策の取組報告について

事務局から資料1-1、資料1-2に基づき、令和6年度の取り組みについて報告

【質疑及び意見】

委員）空き家活用移住促進住宅については、古い住宅でも立地が良ければ十分活用できるという事例になった印象がある。事例としてはすごく良く継続できるのではと思っている。

委員) 単身で戸建て住宅に住んでいる世帯が多くなっているのではという印象がある。単身世帯が住むには適さないサイズの住宅に高齢単身で住んでいて、一方で若い夫婦世帯は戸建て住宅を探していて、ミスマッチが生じている。単身者の次の住まいを用意する必要があるのではないかと感じている。

⇒ 町営住宅では、60 歳以上であれば単身でも入居できるようになっている。最近整備しているものでは、2LDK でも 60 m²以下にして 60 歳未満の方でも単身で入居できる規模の住宅を整備している。

住宅自体に空きはあるので、町営住宅に入れないという声が上がっている状況ではないと思う。

委員) 高齢の方でも自分の家に住み続けたいという気持ちもあるし、それはもうしかたがない。高齢の方にその話をするのもとても話しにくいと思う。例えば、若い元気なうちにそういう話をしておけば、早い時期に家族と話をしたり、自然と住み替えされるようになるかもしれない。

委員) 元気なうちにこういう話をして、「査定してみませんか」という提案をするのは、次のステップに入りやすくなるかもしれない。

委員) 私の会社も社宅がないので社員の家を毎回探さなければならず、本当は職場の近くで、湧別町内に住みたいですが借りられる家がないので遠方から通う形になっている。

委員) 湧別町では色々な取組みや対策が多いなと感じていますが、隣町や近隣に P R するのはなにか法律的に問題があるのか。本店でも湧別町で子育てがしたいという人は結構いて、立地的に紋別にも遠軽にも通える場所ですし、教育面でも相当人気はある。そこでの P R がもう少しできれば。

(3) 令和 7 年度空き家対策の取組計画について

事務局から資料 2 に基づき、令和 7 年度の取組計画について説明

【質疑及び意見】

委員) 空き家実態調査について、回答率 36%、推定空き家 177 戸と、これを進めていく方法というのは、調査票を送って回答を待つ方法しかないのか。

もう 1 歩踏み込んで探索していく計画をかんがえているのか。所有者の判明している率をどこまで上げていくことを考えているのか。

⇒ 事務局) 回答率は 30%程度になっているのですが、所有者に関しては、固定資産税情報などを確認しまして判明している状況です。ただ、町の問いかけに対してお答えをさせていただいていないという数字ですので、それが推定空き家戸数に含まれていないということではありません。

調査を始めた当初は 60%の回答率でしたが、毎年同じ方にお送りしている部分もあり、回答率自体は下がってきているという現状です。

毎年 10 月 1 日を基準日として水道の使用状況などから空き家になったと思われるものを新規で抽出して、新たに回答をお願いしていますが、新規にお願いしている方々については、大方回答をいただいている状況です。

委員) 所有者本人よりもそのあとに引き受ける相続人の方が意識が高く、実家をどうしたらいいかということを考えていると思うので、その方にアプローチできる方法があればもっと動く可能性は高いと思う。

⇒ 事務局) アンケート調査の方は、基本的に管理者の方にお送りするような形にしているので、一応リーチはしているのかなと思っています。

委員) 現実的には、両親の具合が悪くなって家に住めなくなった状態から実家について悩み始める。まだご健在の時に次にどう渡していくかどう活用してもらえるかの話ができると思い思うが。

⇒ 事務局) アンケート調査の結果ですとか相談をいただく中でも、まだ所有者さんがご健在なので今は手放せないという声を聞きます。そういった方々にどうやって話をしていくのかということも考えられたらと思います。

(4) 空き家関連補助事業の進捗状況について

事務局から資料 3-1、資料 3-2 に基づき説明

【質疑及び意見】

委員) 補助申請について、基本的に本人が行わなければいけないのでしょうか。

⇒ 事務局) 申請手続きに関しては、解体事業者が申請のサポートを行っています。

委員) 申請手続きで悩まれているのは高齢の方で子どもたちもいない、役場までも行けない、そういったときに町に代わって相談を受けられる窓口、申請代行するなど考えられないかな。

⇒ 事務局) 役場としても行政書士の業務を圧迫しない程度に申請の支援はさせていただきますし、申請の仕方が分からないなどで悩まれてる方が近くにおられましたら役場で教えてくれるとお伝えいただければと思います。

(5) 空き家除却支援に係る新制度の検討について

事務局から資料 4 に基づき新制度の骨子案について説明

- ・制度の目的、対象、補助率、補助金額については現行制度と同様
- ・補助要件として、「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物」という条件を追加。

【質疑及び意見】

委員) 新しい要件に関して、建築日だけでは耐震基準を満たしているか確認が難しいかもしれない。

⇒ 事務局) 建築確認申請を受けた時点の話になるので、書類では確認が難し

いと思いますので、区分けとして固定資産税の課税台帳で建築日を判断していくことを想定しています。

委員) 課税台帳でも建築年は確認できるが、未登記物件に関しては建築月までは分からないかもしれない。

⇒ 事務局) 本来、表示登記は義務となっているものなので、登記されていない建物については、対象としないことで検討しています。

委員) 昭和 57 年よりも前に建てられたものを対象にしないとすれば、大体あっているのかもしれない。

⇒ 事務局) 新しく追加を検討している要件については、この後町長との協議の中で改めて検討していくこととします。

6. その他

案件無し

7. 閉会